

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年6月19日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	岡田荘史
同	塩入学

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成26年度

定期監査(中期・後期)(26監査第149号)分

指摘事項	当初措置状況 (平成27年度)	平成28年度の措置状況	担当課
<p>第5 意見 (6)旅費について (報告書11ページ)</p>	<p>旅費については、長野市職員等の旅費支給条例及び旅費の手引に基づき執行されているが、旅費に係る支出事務については、今回の定期監査では5件、また、例月現金出納検査における書類検査においても指摘をしており、不備が散見される事務処理となっている。その指摘内容は、旅費計算、旅行経路、支出事務、精算事務と多岐にわたり、結果として過不足等の誤りにつながっているものである。</p> <p>この問題解決には、職員の理解と組織としての正確な事務遂行体制が必要である一方で、手引等が合併による市域の拡大や交通網の変化による状況に的確に対応しているか検証する必要がある。特に、今回の定期監査で指摘した、旅費支給上の出発点及び帰着点については、現状との乖離が顕著と考えられる事例である。</p> <p>今日、市政に求められているのは、より効率的かつ効果的な事業運営であり、そのための手段たる旅行については、合理性・経済性の観点のみならず、旅費事務における簡素・明確化も求められることから、旅費の手引の工夫・改善について検討されたい。</p>	<p>旅費は、旅行中に必要な交通費等に充てるために支給する経費であり、本来実費弁償が原則であるが、事務の煩雑化を防ぐため、「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて、標準的な額を設定し、それらを基礎として計算された額を概算で支給している。</p> <p>合併後の状況、交通網の整備状況等を踏まえた正確かつ効率的な事務処理を図るため、移動経路に基いた実費支給の導入を含め、簡素な旅費計算方法について検討を進める。</p> <p>また、「旅費の手引き」についても、旅費計算方法の検討と併せて、改善を進める。</p>	<p>旅費支給上の出発点及び帰着点については、国家公務員及び他市の状況を踏まえ整理を行った。</p> <p>また、交通網の整備状況等を踏まえた検証を進め、職員等が鉄道旅行をする場合における急行料金等の支給要件を見直した。</p> <p>正確かつ効率的な事務処理を図るため、今後も簡素な旅費計算方法について検討を進めるとともに、「旅費の手引き」についても、改善することとした。</p> <p>職員課</p>